

補助金調書

補助金名	福岡市介護保険サービス等利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度に対する助成事業補助金			担当課 (連絡先)	福祉局高齢社会部介護保険課 (TEL733-5452)
交付先	団体	介護保険等利用者負担軽減を実施する社会福祉法人等		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期	7月頃(詳細は補助金交付の対象となる全法人に対し別途通知)		
(公募の場合) 応募要件	軽減事業を実施した法人のうち本市の対象者に軽減を行った法人で、本市の市税に係る徴収金に滞納がない者				
(非公募の場合) 非公募の理由					
補助開始年度	平成12	年度	経過年数	25	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	介護保険サービス等の提供を行う社会福祉法人等が、その社会的役割の一環から、低所得者で特に生計が困難であると本市が確認した者に対して、利用者負担金の軽減を行った場合に、当該社会福祉法人等が負担した費用の一部について公費助成を行うもの。				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回
終期を延長する理由	社会福祉法人等がその社会的役割に鑑み、低所得者で生計が困難な者に対し、介護保険サービス等の利用時の利用者負担の軽減を行う場合に、軽減を実施した法人に対し、補助金を交付することにより、生計困難者の介護保険サービス等の利用の促進を図るため、国が制度化し、本市においても実施している。 また、利用者も年々増加しており、当該事業の必要性・公益性は高まっており、生計困難者の介護保険サービス等の利用の促進に寄与していると考えられるため、今後も当該事業の継続が必要である。				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 軽減額のうち、事業所の利用料総収入の1%を越えた部分の1/2の額を交付。 特別養護老人ホームについては、軽減額のうち、利用料総収入の10%を越えた部分は全額を交付する。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	(37) 件	33 件	34 件	
	20,748 千円	(19,573) 千円	19,795 千円	16,732 千円	
前年度補助事業の主な実施概要	「福岡市介護保険サービス等利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度事業」を実施した社会福祉法人等に対し補助金を交付。				
補助金交付による効果	低所得者で特に生計が困難な要介護者等が、介護サービス等の利用者負担の軽減を受けることができる。 【参考】社会福祉法人利用者負担軽減対象確認証交付者数 令和4年度1,034人 令和3年度930人、令和2年度:875人				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。